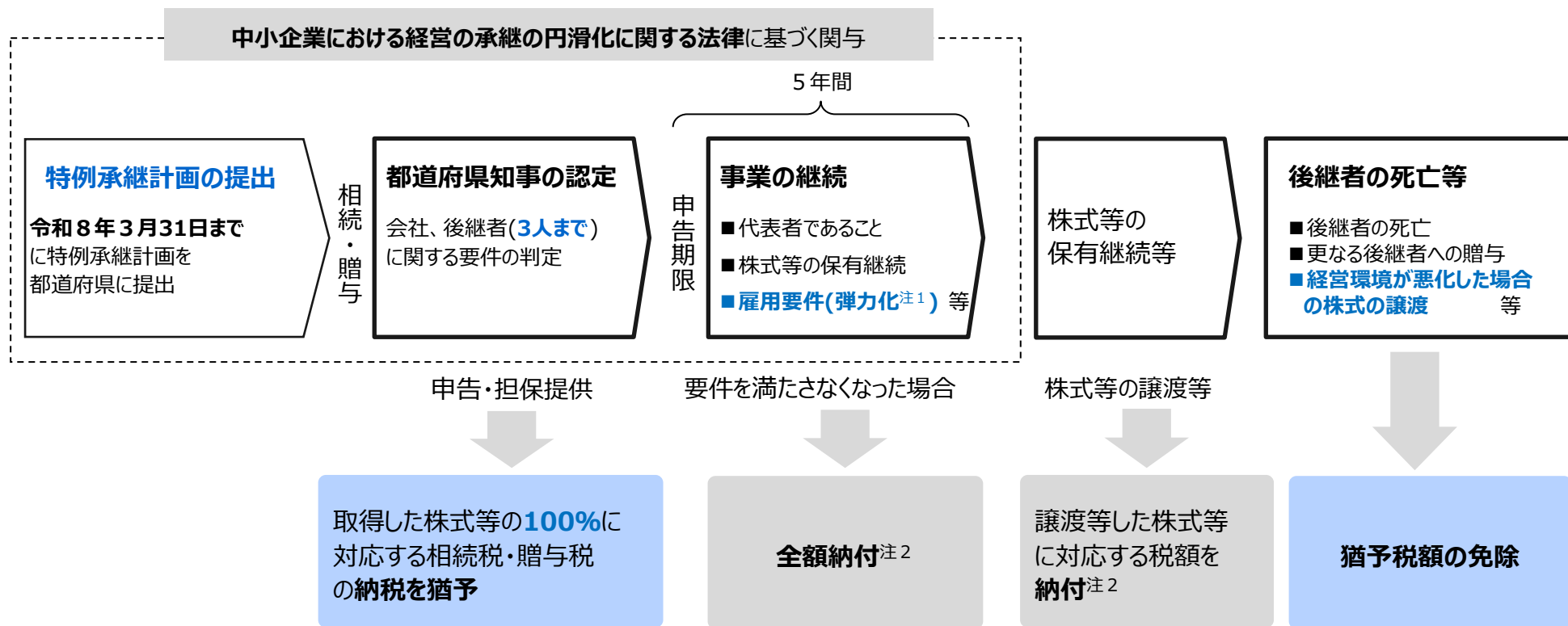


- 中小企業の前代経営者から後継者がその会社の非上場株式等を相続・贈与により取得した場合には、その非上場株式等に係る相続税・贈与税の**納税が猶予**され、後継者の死亡等の場合には**免除**されます。
 - 平成30年1月からの**10年間の措置**として、従来の制度を**抜本拡充**した特例措置が講じられています。
 - 猶予割合 80% ⇒ **100%**
 - 対象株式 総株式の2/3まで ⇒ **全株式**
 - **雇用確保要件の弾力化**
 - **経営環境変化に対応した免除措置** など
- ※令和8年3月31日までに**特例承継計画の策定**が必要



(注1) 経営状況の悪化等を理由に、5年間の平均が8割を満たせなかった場合には、認定支援機関の指導助言を受けることが必要となる。

(注2) 猶予税額の納付に併せて利子税を納付。利子税の割合(措置法の特例適用後)は、現在年0.4%。

(参考) 本措置を利用した場合、当初の5年間は毎年、5年経過後は3年に1回、継続届出書を税務署へ提出することとされている。